

## 不利益処分の処分基準 個票

部課等名 都市部 景観みどり課

番号 20

不利益処分の内容	伐採届の内容が茅ヶ崎市森林整備計画に適合しない場合における伐採届の変更命令
根拠法令及び条項	森林法第10条の9第1項
関係条項	森林法第10条の5、第10条の8第1項
処 分 基 準	<div style="text-align: center;">                     基 準                      (未設定の場合は その理由)                 </div> 茅ヶ崎市森林整備計画による。
参考事項	
設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成24年4月1日最終変更）